

宮城県公報

令和8年4月10日（金）
定期第688号

目次

告示

- 保育士登録業務に係る手数料の徴収事務の委託（子育て社会推進課）
- 家畜伝染病の発生（家畜防疫対策室）
- 土地改良区の定款変更の認可（4件）（北部地方振興事務所）

選挙管理委員会

- 不在者投票を管理すべき施設の指定等（選挙管理委員会事務局）

労働委員会

- 宮城県労働委員会あっせん員候補者の告示（労働委員会事務局審査調整課）

宮城県告示第 323 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、公金事務を次のとおり指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 10 日

宮城県知事職務代理者

宮城県副知事 伊 藤 哲 也

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び主たる事務所の所在地
東京都千代田区麴町 1 丁目 6 番地 2
社会福祉法人日本保育協会
- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る徴収の内容
保育士登録業務に係る手数料徴収事務
- 3 指定年月日
令和 8 年 3 月 4 日
- 4 委託年月日
令和 8 年 3 月 31 日
- 5 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮城県告示第324号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和 8 年 4 月 10 日

宮城県知事職務代理者

宮城県副知事 伊 藤 哲 也

- 1 家畜伝染病の種類
高病原性鳥インフルエンザ
- 2 畜種
あひる
- 3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数
患畜 2羽
- 4 発生の場所又は区域
角田市
- 5 発生年月日
令和 8 年 4 月 1 日
- 6 疑似患畜の取扱い
法令殺

宮城県告示第325号

荒川堰土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月2日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月10日

宮城県北部地方振興事務所
所長 大町久志

宮城県告示第326号

色麻土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月2日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月10日

宮城県北部地方振興事務所
所長 大町久志

宮城県告示第327号

大貫土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月2日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月10日

宮城県北部地方振興事務所
所長 大町久志

宮城県告示第328号

加美郡西部土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和8年4月3日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月10日

宮城県北部地方振興事務所
所長 大町久志

宮選管告示第 29 号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 4 月 10 日

宮城県選挙管理委員会委員長 櫻 井 正 人

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和 31 年宮選管告示第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第 2		別表第 2	
施設名	住所	施設名	住所
[略]	[略]	[略]	[略]
社会福祉法人青葉福祉会軽費老人ホームケアハウス光陽ホーム	仙台市青葉区荒巻字三居沢 1 番地の 5	社会福祉法人青葉福祉会軽費老人ホームケアハウス光陽ホーム	仙台市青葉区荒巻字三居沢 1 番地の 5
住宅型有料老人ホーム ReHOPE 仙台青葉	<u>同 市青葉区八幡 3 丁目 11 番 11 号</u>		
社会福祉法人青葉福祉会軽費老人ホームケアハウス青葉ハイツ	同 市青葉区八幡 4 丁目 7 番 6 号	社会福祉法人青葉福祉会軽費老人ホームケアハウス青葉ハイツ	同 市青葉区八幡 4 丁目 7 番 6 号
[略]	[略]	[略]	[略]

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 10 日から施行する。

宮城県労働委員会告示第1号

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定により委嘱している宮城県労働委員会あつせん員候補者は、次のとおりである。

令和8年4月10日

宮城県労働委員会

会長 水野紀子

宮城県労働委員会あつせん員候補者名簿

(令和8年4月1日現在)

氏名	現職	主要経歴	委嘱年月日
水野紀子	宮城県労働委員会委員 東北大学名誉教授	東北大学大学院法学研究科長	令8.4.1
岡崎貞悦	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁護士	令8.4.1
豊田耕史	宮城県労働委員会委員 弁護士	弁護士	令8.4.1
佐々木くみ	宮城県労働委員会委員 東北学院大学法学部法律学科教授		令8.4.1
桑村裕美子	宮城県労働委員会委員 東北大学大学院法学研究科教授		令8.4.1
北舘和彦	宮城県労働委員会委員 自治労宮城県本部中央副執行委員長		令8.4.1
佐藤友彦	宮城県労働委員会委員 宮城民主医療機関労働組合書記長		令8.4.1
鈴木謙一	宮城県労働委員会委員 東北電力労働組合宮城県本部委員長		令8.4.1
新山 齊	宮城県労働委員会委員 UAゼンセン宮城県支部支部長		令8.4.1
菊池一磨	宮城県労働委員会委員 日本労働組合総連合会宮城県連合会事務局長		令8.4.1
伊藤光芳	宮城県労働委員会委員	株式会社本山製作所 執行役員管理本部長	令8.4.1
小野木克之	宮城県労働委員会委員	株式会社河北新報社専務取締役	令8.4.1
飯野 守	宮城県労働委員会委員 一般社団法人宮城県経営者協会 専務理事		令8.4.1
菅野 淳	宮城県労働委員会委員 東北電力株式会社秘書室長		令8.4.1
鈴木 広一	宮城県労働委員会委員 株式会社七十七カード取締役社長		令8.4.1
武田 健久	宮城県労働委員会事務局長		令8.4.1
高橋 秀明	宮城県労働委員会事務局 副事務局長兼審査調整課長		令8.4.1